

目 次

会期日程表	1
第 1 号 (7月12日)	
開会、閉会の日時	3
出席議員	3
欠席議員	3
地方自治法第121条の規定により説明のため議場に参加した者の職・氏名	3
事務局出席者	3
議事日程	4
追加議事日程	4
開会及び開議の宣告	5
会議録署名議員の指名	5
会期の決定	5
諸般の報告	5
承認第5号の上程、説明、質疑、委員会付託の省略、討論、採決	5
議案第34号の上程、説明、質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託	7
諸般の報告	13
日程の追加	13
議案第34号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決	14
閉会の宣告	16
署名議員	17

令和4年第5回臨時会会議録
(会期日程表)

開会 令和4年7月12日
会期 1日間
閉会 令和4年7月12日

月 日	曜日	会議別	開議時間	日 程
7月12日	火	本会議	午前10時	会議録署名議員の指名・会期の決定・議長諸般の報告・議案提案説明 承認第5号質疑、付託省略（即決） 議案第34号質疑、予算審査特別委員会付託
		委員会	午前10時30分	議案第34号予算審査特別委員会（説明～採決）
		本会議	午前11時30分	議案第34号予算審査特別委員会委員長報告、質疑、討論、表決 （閉会）

会期日数 1日間 本会議日数 1日間 委員会日数 1日間

令和4年第5回大宜味村議会臨時会会議録

(第1号) 令和4年7月12日

1. 開会、閉会の日時

開 会 (令和4年7月12日 午前10時00分)

閉 会 (令和4年7月12日 午前11時28分)

2. 出席議員 (9名)

1 番議員 大 城 佐 一

2 番議員 宮 城 良 治

3 番議員 仲井間 宗 利

5 番議員 大 山 美佐子

6 番議員 大 城 邦 彦

7 番議員 宮 城 貢

8 番議員 吉 浜 覚

9 番議員 安 里 重 和

10 番議員 平 良 嗣 男

3. 欠席議員 (0名)

な し

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

村 長 宮 城 功 光 副 村 長 島 袋 幸 俊

総 務 課 長 宮 城 豊 財 務 課 長 佐久川 紀 亮

企画観光課長兼
プロジェクト推進室長 福 地 亮 産 業 振 興 課 長 大 嶺 実

建設環境課長 花 田 義 徳

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事 務 局 長 新 城 寛 主 任 宮 城 宏 幸

6. 議事日程（第1号）

日程番号	事件番号	件名	摘要
1		会議録署名議員の指名	
2		会期の決定	
3		議長諸般の報告	
4	承認 第5号	専決処分の承認を求めることについて	提案説明 付託省略
5	議案 第34号	令和4年度大宜味村一般会計補正予算（第4号）	提案説明 質疑～付託

7. 追加議事日程（第1号の追加1）

日程番号	事件番号	件名	摘要
1	議案 第34号	令和4年度大宜味村一般会計補正予算（第4号）	委員長報告 質疑～表決

◎開会及び開議の宣告

- 議長（平良嗣男） 起立、礼。おはようございます。
ただいまから令和4年第5回大宜味村議会臨時会を開会します。
本日の会議を開きます。

(午前10時00分)

◎会議録署名議員の指名

- 議長（平良嗣男） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。
本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、7番 宮城 貢議員及び8番 吉
浜 寛議員を指名します。
-

◎会期の決定

- 議長（平良嗣男） 日程第2 会期の決定を議題とします。
お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日間にしたいと思います。
御異議ありませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)
- 議長（平良嗣男） 異議なしと認めます。
したがって会期は、本日1日間に決定しました。
-

◎諸般の報告

- 議長（平良嗣男） 日程第3 諸般の報告を行います。
本臨時会の会議に出席を求め、説明員として通知のあった者の職・氏名は、お手元に配りました名簿
のとおりでございます。
次に6月17日に、友寄景善議員から6月30日付で辞職の申出があり、6月22日に辞職の許可をいたし
ましたので報告をいたします。
これで諸般の報告を終わります。
-

◎承認第5号の上程、説明、質疑、委員会付託の省略、討論、採決

- 議長（平良嗣男） 日程第4 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて議題とします。
提案理由の説明を求めます。村長。
(宮城功光村長 登壇)
- 村長（宮城功光） おはようございます。
では、承認第5号 専決処分の承認を求めることについて
地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、
同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和4年7月12日提出
大宜味村長 宮城功光

内容につきましては、令和4年6月の大雨被害に対処する予算措置を早急に行う必要が生じたが、議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法第179条第1項の規定により、令和4年6月21日に専決処分により歳入歳出補正を4,000万円行いましたので、地方自治法第179条第3項の規定により、本議会で専決処分について報告を行い、承認を求めるものでございます。

御審議のほどよろしくお願いたします。なお、専決処分書等を添付してございますので、よろしくお願いたします。

○ 議長（平良嗣男） これで提案理由の説明を終わります。

これから承認第5号について質疑を行います。質疑ありませんか。3番 仲井間宗利議員。

○ 3番（仲井間宗利） 確認です。予算のことではありません。

大雨が降った後に現地を見に行っただけなんですけど、一般的に考えると道路から流れた水は川に落ちるのが自然かなと思いますけど、なぜか分からないけど淵が入っているんですね、道路と川との間に。結局大雨降ったらそこから水がたまってダム状になって、結局折り返してつくっているわけですので、その水がたまってああいう事故というのか、そういうことになったんじゃないのかなと現地見たんですけど、いわゆるそういうことになってくると、設計ミスの可能性もあるのではないかなということを見ました。あれだけの水が来ると、一般的に自然と川に流れるんですけど、現地を見たら淵がつくられていますね。そこで大雨が降ってきて、そこにダム状になって。それで漏れて、ああいうことになったんじゃないかな。というのは、施工さん非常に責任を感じているんですよ、つくったのは。そういうこともあるから設計の段階でそういう設計のミスでもあったのではないかなということでお聞きしました。

○ 議長（平良嗣男） 建設環境課長。

○ 建設環境課長（花田義徳） 場所が分からないです。

○ 3番（仲井間宗利） ああ、すみません。これ大川川ですよ。違う？ 大川川です。

○ 議長（平良嗣男） 建設環境課長。

○ 建設環境課長（花田義徳） 議員の質疑にお答えします。

被災した要因としては、あくまでも推測ではありますが、地域的要因と施工状況的要因、それと水利的要因を考慮しながらメカニズムを考査したところ、護岸の変状があった区間と、なかった区間の境目にねじれが生じた。結局堤防の部分でねじれが生じました。そこに舗装されていない部分がありまして、そこに決壊、背面土、裏込めの吸い出し発生によって被災されたと考えております。当時設計ミスがあったのかは調査ができていない部分がありますので、今度の調査の部分で想定以外の大雨が降っていますので、それに対応できるような設計ができるのかというのを考えていきたいと思っております。

○ 議長（平良嗣男） ほかに質疑ありませんか。9番 安里重和議員。

○ 9番（安里重和） 行政の皆さん、本当に毎日お疲れさまです。今回で、多分私は最後の質疑になるかと思います。

この災害復旧について、災害の状況と復旧工事の完成はいつ頃になるのかお伺いしたいと思います。

○ 議長（平良嗣男） 建設環境課長。

○ 建設環境課長（花田義徳） 建設環境課のほうで、今回塩屋団地前の河川関係の修繕を行うことになっております。現在、トンブロックを活用して施工する予定で見積りをいただいております。早急に契約を締結して施工していきたいと考えております。

まず大川川の件ですが、令和2年度に施工した箇所の被災の部分と、令和3年度、今工事を行って

る箇所、2か所が被災しているような形になっております。令和2年度に関しては、今後、国、県と協議しながら進めていきたいのでまだ見通しが立っておりません。早急にできる限り修繕を行っていきたいと思います。令和3年度に関しましても事業中ということで、国、県と協議しながら、不可抗力の部分で認められるのであれば、今年度事業で着工できると考えております。

○ 議長（平良嗣男） 産業振興課長兼農業委員会事務局長。

○ 産業振興課長兼農業委員会事務局長（大嶺 実） 安里議員の質疑にお答えします。

うちの農道は2件発生しまして、苗圃農道と喜如嘉2号線、喜如嘉2号線は延長15メートル、苗圃農道は12メートルなんですけれども、これは随意契約で1から9号までありますけど、緊急を要するというので5号で適用して、コンサルタントの契約は緊急に終わっております。査定は恐らく8月の末か9月の初めぐらいだと思います。工事的には路肩が崩壊して、今の予定ではL型プレス活用で二次製品の擁壁がありますけれども、それを施工する予定に持っていこうかと考えています。工事は恐らく年度内に、金額的に1,000万円前後だと思いますから、12月末までには完成すると私は見込んでおります。以上です。

○ 議長（平良嗣男） ほかに質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） これで質疑を終わります。

承認第5号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会の付託を省略することについて採決します。

本件は、委員会の付託を省略することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

○ 議長（平良嗣男） 起立全員です。

したがって承認第5号は、委員会の付託を省略することは可決されました。委員会の付託を省略します。

これから承認第5号について討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから承認第5号 専決処分の承認を求めることについて（令和4年度大宜味村一般会計補正予算（第3号））を採決します。

本件は、承認することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

○ 議長（平良嗣男） 起立全員です。

したがって承認第5号は、承認することに決定しました。

◎議案第34号の上程、説明、質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託

○ 議長（平良嗣男） 日程第5 議案第34号 令和4年度大宜味村一般会計補正予算（第4号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

（宮城功光村長 登壇）

○ 村長（宮城功光） 議案第34号 令和4年度大宜味村一般会計補正予算（第4号）

令和4年度大宜味村の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳出予算の補正）

第1条 歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳出予算の金額は、「第1表歳出予算補正」による。

令和4年7月12日提出

大宜味村長 宮城功光

内容につきましては、副村長のほうから説明いたします。

○ 議長（平良嗣男） 副村長。

（島袋幸俊副村長 登壇）

○ 副村長（島袋幸俊） おはようございます。

令和4年度大宜味村一般会計補正予算（第4号）の概要について説明します。

今回の補正は、歳出のみの補正となっております。

予算書1ページをお開きください。

予備費を275万円減額し、総務管理費に同額増額しています。

内容としましては、総務管理費275万円の増額については、訴訟と委託料、旧塩屋小学校の関係のものです。村は学校跡地活用事業等に基づき、スポーツ合宿ICT研修受入れ、シークワサー搾汁などで地域振興を図っていくことを目的に一般社団法人大宜味ユーティリティーセンター普通財産賃貸借契約、建物使用貸借契約を締結しました。その後、大宜味ユーティリティーセンターのほうから追加事業としてバナメイエビ陸上養殖の申請があり、承認しました。

校庭のガジュマルの損傷、無許可のフェンス設置などの契約違反や住民説明会で説明のあった国内産稚魚ではなく、国外稚魚で再開する予定とされておりました。それに住民意見等を総合的に判断して不承認としました。

原告である株式会社琉球フーズは、被告大宜味村に対し、村による事業追加承認の取消し処分が手続的に違反で根拠を欠く行政処分であり、エビ養殖事業を営む権利を侵害されたとしております。それに伴う損害金の請求がなされています。

その原告の訴えに対し反論し、応訴する必要があります。5月24日の第1回口頭弁論は企画観光課長を指定代理人として対応しました。今後の裁判については、法律的専門である弁護士に委託し、対応していく必要が絶対的にあると考えております。そのために予算を計上しています。

内容については以上ですが、予算審査特別委員会のほうでさらに詳細を説明させていただきます。御審議のほどよろしく願います。

○ 議長（平良嗣男） これで提案理由の説明を終わります。

これから議案第34号について質疑を行います。質疑ありませんか。8番 吉浜 覚議員。

○ 8番（吉浜 覚） この議案は、原告業者は養殖事業を営む権利を侵害されたとして提出しているが、適正に学校跡地利用を進めていたら訴訟問題として展開しなかったと思う。なぜ再開時に地域の住民との調和が図れないとの判断をしているが、事業廃止にはどのような判断をして着手を確認したのかお答えをお願いします。

○ 議長（平良嗣男） 企画観光課長。

○ 企画観光課長（福地 亮） お答えいたします。

事業追加申請がありました。その追加申請を受けて、学校跡地基本方針に沿いながらですけれども、手続関係を確認するということで、この法的なものの確認をすることをこの事業者に求めています。特に国立公園であるという場所となっておりますので、その手続に不備はないかとか、あと外国産のもの、稚魚を入れるというところで手続に何か漏れはないかというところで、その2つの要件について特にクリアされたというところが大きなものでありました。

あと住民理解を求めることというところでありましたけれども、住民理解というのがそのときには、確かに説明会等が開催できずにあつたんですが、それまでの経緯、令和元年12月からの提案というところからありましたけれども、その提案をされた後、塩屋の住区であつたりとか区長会の中でも一部説明はされたというところがあつたり、養殖をしていきますよというところの地域との関わりを持ちながらやってきたということは情報が入っていたというところで、全くなかったというところもありました。ただ、我々としても住民説明会ができなかったというところは、かなりそのときはできなかったことに対してはよくなかったなと思うんですが、事業を進めるというところで地域の特産品開発及び活性化を含めてやっていこうというところで、この法的なものを含めてクリアされましたので、事業を承認したという経緯になっております。

○ 議長（平良嗣男） 8番 吉浜 覚議員。

○ 8番（吉浜 覚） 答弁がかなり曖昧でしたけど、再開に当たってはいろいろきちんとした説明をしておりましたけど、開始時点の話ではきちんと話合いが持たれなかったような趣旨の答弁はありましたけど、なぜそういう状況の中で、何を確認して着手確認をしたのか、その辺の説明がなかったので、もう一度その件をきちんと答えてください。

○ 議長（平良嗣男） 副村長。

○ 副村長（島袋幸俊） これまでたびたび説明してきました。まず、承認に至ったときに申請の中ではこの水槽が据置、校庭に据置する、それも3基である。それと研究にすることでの申請がありました。そういうことで小規模の事業であるということと、大きな土木工事等は要らないというそういう申請がありました。そういうためにこっちの中で承認はしたんですが、この事業に対して承認はしました。しかし、工事について原告のほうからは何ら、いついつから工事を始めます。そういう申請はされないまま工事は始まったということです。それに最初の申請になかったフェンスの設置であるとか、そういうのもあって不承認にしたということになっております。工事に対する申請はいついつ頃始まるという申請はされておられません。

○ 議長（平良嗣男） 8番 吉浜 覚議員。

○ 8番（吉浜 覚） この養殖施設が3基とか、研究的にやるんだとかいろいろあつたけど、工事の申請とかそういうものはなかったと。ただし、壊死症の病原菌が発生したというときまでずっとそれが、旧学校施設跡地で展開されているにもかかわらず、その辺は村が放置していたということにしかならないと思います。

それで業者から住民説明会では村長がテスト的に事業をして、実績をつくって住民に理解を得たいということで業者はそれを担保に始めたんだという説明をしているわけですから、当然そういう行政ではあるまじきことで進められていたのかなと疑いを持っております。それで適正に本当に進められていたらそういう訴訟問題は起こらなかったと私は認識しているんですが、エビ事業の展開は、これまで

に村長の政治判断であると、職員からもそういうふうな判断で出ているわけですから、当然問題が起こったんじゃないかと。それで村長はもし、この裁判が勝てるんだということで、勝てると思っているということで言っているんですが、もし敗訴とか和解で村の財政を使うようなことがあったら村長はどういうふうな責任を持つのか。その辺を明確に説明していただきたいと思います。

○ 議長（平良嗣男） 村長。

○ 村長（宮城功光） いろいろと説明してきたつもりではありますが、今吉浜議員から言われた、村長がテスト的にやって実績つくったら、住民への説明、理解を得たらいいさというふうなことを私が言ったということ、どこに証拠があるのか。これを明らかに示してほしいと思います。正直なところ。

そして私が一番問題なのは、この件、裁判の件については、やはりその琉球フーズさんに議員が裁判を起こしたほうがいいよという言葉と、それとマスコミから18日に私に、村長、議員から和解の線に向かっているらしいんだけど、村長どうですか。これ大宜味村に訴状が来たのが22日なんですよ。そういうことが大きな問題ではないかなと私は思っております。

先ほどから説明しているように、副村長が説明しているように、この契約の中身、これは裁判でいろいろとはっきりしますけれども、ユーティリティーセンターとの契約の中でしっかりとそういう文言を訴えて——書かれているわけですよ。それで実際に途中からユーティリティーの代表は琉球フーズから外されている状況でそういう事業がどんどん拡張して、一言も、村にもそういう拡張の申請もなくてやっているということ自体が大きな問題になったんじゃないかなと、私はそういうふうに確信しているので、行政としてはしっかりと、ユーティリティーセンターと村との契約ですから、村はユーティリティーセンターに対して住民の理解を得られない状況の中では再開は非常に厳しいので、撤去の方向で文書を提出したいということで、ユーティリティーセンターの代表とも話をして撤去命令も出しているわけです。

それが急に反論もさせないで、急に撤去命令が来たというふうに新聞記事にありましたけれども、そんなことは決してありません。いろいろ明らかにされることは、これから裁判で明らかにされてくるんですけれども、いつ村がユーティリティーセンターに対して撤去命令を出したかとか、あるいはユーティリティーセンターと琉球フーズとの間に何があったのか、代表が琉球フーズから外れたのはいつなのかということも、これからしっかりと裁判のほうで明らかにされてくると思うんです。そういう意味からですね、決して村長がやりなさいとかどうのこうのということ以前に、手順を踏んでしっかりと、このユーティリティーセンターとの契約をしっかりと確認しながらその事業は小規模で、さっき副村長が言ったように3つのいけすをつくってやるんだということの、最初それでオーケーをしてやっているわけですよ。

だから私が実績をつくって村民の理解を得なさいというふうなことを本当に言ったのかどうか、これちょっと証拠を議員出してほしいと思います。よろしくお願いします。

○ 議長（平良嗣男） 企画観光課長兼プロジェクト推進室長。

○ 企画観光課長兼プロジェクト推進室長（福地 亮） 先ほど議員のほうから政治判断ということが出ましたけれども、5月の臨時議会のときも答弁させていただきましたが、政治判断という言葉は何かを意図されていると思うんですが、私はそのときにお答えした内容でもですね、政治判断ではなくて、これまでいろんなところで説明した中で、最終的な判断は村長の決裁が必要になりますから、その決裁

をもって行うというところを答弁させていただいておりますので、その確認で答弁とさせていただきます。

○ 議長（平良嗣男） 8番 吉浜 覚議員の質疑は既に3回になりましたが、会議規則第55条のただし書の規定によって特に発言を許しますが、簡潔にお願いします。

○ 8番（吉浜 覚） どうもありがとうございます。

当局からの説明がありましたけれども、先ほど村長がテスト的にやっただけという形での問答があったんですけど、それは琉球フーズの代表者がみんなの前で言ったことで、そういうことになっております。そういう問題とか、それからこのユーティリティーと契約しているんだと。そして手順を踏んでここまでやってきたんだと。ちゃんとやっていたらこういう問題は起こらなかったと思います。それは真摯に受け止めて明らかにしていただきたいと思います。以上で私の質疑を終わります。

○ 議長（平良嗣男） 副村長。

○ 副村長（島袋幸俊） しっかりした手順を踏んだらそういうことは起こらなかったという話なんですけど、原告のほうもしっかり申請どおりやっていたら、恐らく今のような訴訟にはならなかったと思います。

先ほどから説明しているとおり、いろいろな違反、そして住民意見、そういうものを踏まえての不承認としています。それが原告側がしっかりした形で進めていたら、恐らく今のような裁判にはならなかったと思っております。

○ 議長（平良嗣男） ほかに質疑ありませんか。1番 大城佐一議員。

○ 1番（大城佐一） ちょっと確認しようと思っていたんですが、今村長からもあったんですが、やはりこの問題について訴状が届く前に議員が業者とこういった裁判の問題とか和解の問題を話し合いたいというわさも聞いておりますが、もうこれは大変なことですよ。議員が業者と結託して裁判をさせたり、和解したらどうかという、こういう話合いを持っている議員がいるということは大きな問題です。そこについてちゃんと把握していることがあるのか。あれば逆に訴えてもらいたい村として、名誉毀損で。こんな馬鹿なことをさせては困ります。

そして先ほどの質疑も聞いていますと、いろいろマスコミとか新聞記事に村長の裁量権ということがよくあるんですが、これはみんな判断の間違いでですね、裁量権と言ったら村長が勝手に物事をやっているような物の言い方をしているんですけども、この裁量権の意味をきちんと元役場職員でもある方に教えてもらいたい。この裁量権とはどういうものなのか。これぐらい分からないで職員を通してきたのか。

そして今言った事実であるのか、業者と和解の問題とか裁判の問題とかですね。訴状が届く前にこういう話が出ているということは大変なことですので、その辺、把握しているところがあればお聞きしたいと思います。

○ 議長（平良嗣男） 村長。

○ 村長（宮城功光） その件については、確実に証人を立てて、裁判で明らかになると私は確信しております。代表からもその話を聞いておりますから、琉球フーズの代表からもユーティリティーの代表にそういう話があったということは、私直接聞いておりますから、その辺については裁判のほうで明らかにさせていけたらというふうに思っております。

○ 議長（平良嗣男） 1番 大城佐一議員。

○ 1番(大城佐一) 今こういう事実を聞いて大変ショックを受けております。議会である議員が、こういった業者と結託して和解やら裁判やらの話をしていること自体が大きな問題です。明らかにこれは村長選に向けた、この人たちの悪いイメージをつくろうという策略ではないかというふうにしか思えません。

ぜひ、これが事実と判明した場合には、村としても黙ってはいけません。逆に訴えてください、そういう議員を。お願いします。終わります。

○ 議長(平良嗣男) ほかに質疑ありませんか。2番 宮城良治議員。

○ 2番(宮城良治) おはようございます。毎回思うんですけども、毎回議論するところがずれていると思うんですよ。今この議案は裁判に関しての、訴訟費用に関しての議案だと思ってしまうんですけども、毎回事務手続とか契約に関しての議論になっているんですけども、例えばですね、もし村に非があった場合とかということで、今まで裁判とか何回かあったと思うんですけども、その中で裁判費用を議会で否決されたことってありますか。

○ 議長(平良嗣男) 副村長。

○ 副村長(島袋幸俊) 今回の予算はやはり弁護士が必要ということで、こっちはさっきから説明して、絶対弁護士の委託料は必要ですよということを訴えてきました。実際裁判になると専門的な知見とかそういうのが絶対的に必要です。そして裁判の中では瞬時に答弁しなければいけないこともあり得ると思います。そういう意味でも弁護士は必要だし、またこの結果によって村民に多大な迷惑をかける可能性もあります。そういうのを少なくするためにも絶対この弁護士の委託料は訴えられて、被告は大宜味村です。大宜味村が絶対これは応訴しなければいけないと思っております。これまでこの応訴に対する委託料が不承認だったことがあるかということなんですが、こっちで調べている限りは、そういう件はありません。

○ 議長(平良嗣男) 2番 宮城良治議員。

○ 2番(宮城良治) それは地方自治体が訴えられている以上、応訴するということは私は当たり前のことだと思っております。今議論していることは、本来百条委員会の中でやることで、今回の弁護士委託費用ということに関しては、しっかり予算を立てて弁護士を委託して、しっかり応訴しなければ、本当に村民の大きな損失になりますので、この辺はちゃんとしてほしいなと思います。よろしく申し上げます。

○ 議長(平良嗣男) ほかに質疑ありませんか。7番 宮城 貢議員。

○ 7番(宮城 貢) 議会の中で、今回の件を初めて知ったという言葉が結構ありまして、実際ちょっと確認で私のほうでこの件で、バナメイエビの問題が出たのが平成2年の10月19日、実際9月議会ですね、その前の9月議会のほうで、私のほうでこの件での活用事業者についての契約とかそういう質問をしております。それによって今後予想される公害、悪臭排水処理に関し住民説明会は必要ではないかということに対して、当時の福祉課長のほうで、1月の塩屋区グラウンドゴルフ大会で事業者は説明している。その後、説明会の準備、調整を進めていたが、コロナウイルスの状況でできず反省し、再考するという答え、返答をもらっております。問題が出る以前にこの問題ではそういう話も出ています。何も議会の議員の方たち、これが問題だということでは言っていますけれども、その前にそういうことについては話は出ていますので、その確認のために私のほうの言葉とします。以上です。

○ 議長(平良嗣男) ほかに質疑ありませんか。

(発言する者なし)

- 議長(平良嗣男) これで質疑を終わります。

本案については、議長を除く全議員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(平良嗣男) 異議なしと認めます。

したがって議案第34号は、議長を除く全議員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

-
- 議長(平良嗣男) 休憩します。

(午前10時40分)

-
- 議長(平良嗣男) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時45分)

◎諸般の報告

- 議長(平良嗣男) これから諸般の報告を行います。

休憩中に予算審査特別委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果の報告が議長の手元にまいりましたので報告します。

委員長に9番 安里重和議員、副委員長に1番 大城佐一議員、以上のとおり互選された旨の報告がありました。

これで諸般の報告を終わります。

-
- 議長(平良嗣男) 委員会審査のため休憩します。

(午前10時46分)

-
- 議長(平良嗣男) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時15分)

◎日程の追加

- 議長(平良嗣男) ただいま予算審査特別委員会委員長から、先ほど付託しました議案第34号 令和4年度大宜味村一般会計補正予算(第4号)の委員会審査報告書が提出されました。

お諮りします。議案第34号 令和4年度大宜味村一般会計補正予算(第4号)を日程に追加し、追加日程第1として議題としたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(平良嗣男) 異議なしと認めます。

したがって議案第34号 令和4年度大宜味村一般会計補正予算（第4号）を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定しました。

◎議案第34号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（平良嗣男） 追加日程第1 議案第34号 令和4年度大宜味村一般会計補正予算（第4号）を議題とします。

委員長の報告を求めます。予算審査特別委員会委員長。

大議第92号

令和4年7月12日

大宜味村議会議長 平良 嗣男 殿

予算審査特別委員会

委員長 安里重和

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

事件の番号	件名	審査の結果
議案第34号	令和4年度大宜味村一般会計補正予算（第4号）	可決 賛成多数

（安里重和予算審査特別委員会委員長 登壇）

○予算審査特別委員会委員長（安里重和） ただいま議題となりました議案第34号について、予算審査特別委員会における審査の経過及び結果について報告いたします。

本委員会におきましては、説明員として副村長、総務課長、財務課長及び企画観光課長兼プロジェクト推進室長の出席を求め、本日午前10時30分からの審査を25分繰り下げて午前10時55分から行いました。

議案第34号 令和4年度大宜味村一般会計補正予算（第4号）の主な内容は、総務費一般管理費委託料における訴訟等委託料（旧塩屋小学校）の2,750千円の増額補正であります。

議案第34号 令和4年度大宜味村一般会計補正予算（第4号）は、質疑、討論はなく、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決定しました。

よろしくご審議のほどをお願い申し上げまして報告といたします。

○議長（平良嗣男） 以上で委員長の報告を終わります。

これから議案第34号の委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第34号について討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者あり)

- 議長(平良嗣男) 初めに、原案に賛成者の発言を許します。8番 吉浜 覚議員。
- 8番(吉浜 覚) 議案第34号 令和4年度大宜味村一般会計補正予算(第4号)について、反対の立場で討論を行います。

本議案は、旧塩屋小学校弁護士委託料2,750,000円の補正予算です。被告大宜味村の承認を得て原告琉球フーズ株式会社が旧塩屋小学校跡地で行ったバナメイエビ養殖事業の承認を被告が違法に取り消す処分を行ったことで、原告に2億1362万円の損害が発生したとして、原告が被告に対し、国家賠償法1条1項に基づき、一部請求として1億円とこれに対する遅延金の支払いを求めて提訴した事案の訴訟(第一審)につき、必要な訴訟対応を行う着手金・報奨金だとの内容であります。

この訴訟は、事業の再開にあたっては、住民理解を得ることを確認したにもかかわらず、その理解を得ることを確認したにもかかわらず、その理解を得るための対応することなく、事業を再開する準備を進めていることが判明したことなどから、事業の追加承認を取り消したことが原因となっています。

しかし、事業開始時点での、住民の理解を得るための対応は明確に示されることなく、これまでの住民説明会で原告は、「テスト的にエビ養殖を開始し、実績を作って地域の理解を得たらよい」と村長の言葉を担保に養殖に着手し、これまでに1億3千万円投資したと述べています。また、村職員による、エビ養殖事業の展開は村長の政治判断であるとの説明に加え、本件が村重要施策内部検討委員会で検討されないことも明らかになるなど、村行政のガバナンス(健全な運営を目指す内部の管理体制)の杜撰さだったことが露呈しています。即ち、エビ養殖事業の展開は村長の公人か私人かの分別がない村長の政治判断が原因だったと言えます。

村長は、旧塩屋小学校跡地活用事業を適正に進めてきた。また、裁判で十分勝てる可能性があるとして説明をしています。しかし、敗訴や和解で村財政負担がないことが求められていますが、事業開始時点で適正な行政処理がされていれば訴訟はあり得ません。村が敗訴や和解で村財政負担がないことが求められていますが、事業開始時点での政治判断は納得できるものではありません。また、住民や議員のなかからも和解を前提としての裁判だとの情報もあり、原告、被告の癒着疑惑が晴れることのない現状では本議案に対して反対せざるを得ません。どうか、本議案に対して各議員の反対の意思を求め討論とします。

- 議長(平良嗣男) 次に原案に賛成者の発言を許します。2番 宮城良治議員。
- 2番(宮城良治) 議案第34号 令和4年度大宜味村一般会計補正予算(第4号)について、賛成の立場で討論いたします。

5月12日の臨時議会においてもそうでしたが、今回の議案に対してもそうですが、毎回、行政事務手続きに関する議論になります。

それは現在、百条委員会で不備の有無を調査し、議論していく話です。

今回の訴訟等委託料に関しては地方自治体が訴えられている以上は弁護士を立て応訴する事はあたりまえの事で、訴えられていることじたい、侵害であります。

また議員が裁判を誘導していることに関しては大変問題なことだと思っております。

地方自治法第232条で、職員では高度な法的専門知識が必要とされる訴訟は対応できないため、その事務処理に必要な経費の支弁が認められている。そのことは皆さんもお分かりだと思います。

行政の事務手続きの不備の有無については百条委員会でしっかり調査し、裁判については弁護士に委

託し、しっかり応訴し村民の不利益にならないようにしなければならない。

議員各位にご理解とご賛同をお願い申し上げまして、賛成討論といたします。

○ 議長（平良嗣男） 次に原案に反対者の発言を許します。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 次に原案に賛成者の発言を許します。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） ほかに討論ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） これで討論を終わります。

これから議案第34号……。

9番 安里重和議員、退場。3番 仲井間宗利議員、退場。5番 大山美佐子議員、退場。

（9番 安里重和議員 午前11時27分退場）

（3番 仲井間宗利議員 午前11時27分退場）

（5番 大山美佐子議員 午前11時27分退場）

○ 議長（平良嗣男） これから議案第34号 令和4年度大宜味村一般会計補正予算（第4号）を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

（起立多数）

○ 議長（平良嗣男） 起立多数です。

したがって議案第34号は、委員長の報告のとおり可決されました。

○ 議長（平良嗣男） 9番、入場。3番、入場。5番、入場。

（9番 安里重和議員 午前11時28分入場）

（3番 仲井間宗利議員 午前11時28分入場）

（5番 大山美佐子議員 午前11時28分入場）

○ 議長（平良嗣男） お諮りします。会議規則第45条の規定により、本議会に付議された事件の議決の結果生じた条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（平良嗣男） 異議なしと認めます。

したがって条項、字句、数字、その他の整理は、議長に委任することに決定しました。

◎閉会の宣告

○ 議長（平良嗣男） これで本日の日程は、全部終了しました。

会議を閉じます。

令和4年第5回大宜味村議会臨時会を閉会します。

大変お疲れさまでした。

(午前11時28分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議会議長

署名議員

署名議員